

千葉県報

定例
平成30年3月30日

主要目次

生活保護法等に基づく指定医療機関の指定(二件)	一
生活保護法等に基づく指定医療機関の名称の変更	二
生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止	三
生活保護法等に基づく指定医療機関の休止	四
生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退	四
生活保護法等に基づく指定介護機関の指定	四
生活保護法等に基づく指定施術者の指定	五
生活保護法等に基づく指定施術者の名称の変更	五
生活保護法等に基づく指定施術者の名称及び所在地の変更	六
生活保護法等に基づく指定施術者の所在地の変更	六
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	六
道路区域の変更(四件)	七
道路の供用開始	八
臨港地区内の分区の指定	八
都市計画臨港地区の変更	八
土地区画整理事業の施行認可	八
土地区画整理事業の事業計画の変更	九
都市計画墓園事業の事業計画の変更認可	九
都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	九
平成四年千葉県告示第三百九十四号の一部を改正する告示	九
選挙管理委員会告示	〇
平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	〇
公安委員会告示	〇
指定講習機関の変更の届出	一〇
道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者教育の認定の変更	一一
水道局告示	一一
昭和三十九年千葉県水道局告示第一号の一部を改正する告示	一一

企業土地管理局告示

昭和四十九年千葉県企業庁告示第二号の一部を改正する告示	一
公告	一
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(六件)	一
里山基本計画の公表	一
基本測量の終了	一
公共測量の実施(二件)	一
公共測量の終了(六件)	一
都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の開催	一
都市計画臨港地区の関係図書縦覧	一
都市計画ごみ焼却場の関係図書縦覧	一
都市計画ごみ処理場の関係図書縦覧	一
教育委員会公告	一
公立学校教員採用候補者選考の実施	一
監査委員公告	一
監査の結果に係る措置の通知の公表	一
水道局公告	一
給水装置工事の指定給水装置工事業業者の事業の廃止	一
特定調達公告	一
入札公告	一
落札者等の公告	一

告示

千葉県告示第百五十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。
 平成三十年三月三十日

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
アオイ薬局	松戸市夜間小児急病センター	松戸市千駄堀九三三の一	在	地	指	定	年	月	日
アオイ薬局	松戸市千駄堀一、〇一八の	七	日	日	日	日	日	日	日

千葉県知事 鈴木 栄治

友愛薬局松戸センター店	一	松戸市千駄堀一、〇八三の	〃
医療法人社団清芳会 にたか武田クリニク		市川市鬼高二の二二の一八	平成三十年一月一日
医療法人社団潮新会 松戸駅前クリニク		松戸市新松戸一の三七三	〃
医療法人社団新緑会 海こどもクリニク		浦安市明海五の七の五	〃
医療法人社団桜尚会 くら歯科口腔外科クリ ニク	一	市川市行徳駅前二の一六の	〃
大澤歯科医院		香取市扇島二、二八一	〃
山口薬局	六	鎌ヶ谷市初富八四八の一〇	〃
渡辺薬局		山武郡九十九里町片貝一、 七二六の五	〃
いしかわストレスケアク リニク	六	市川市市川南三の一四の一	平成三十年二月一日
医療法人社団恒久会 さなみクリニク	一	木更津市中島二、三六六の	〃
医療法人社団千陽会 くらクリニク成田	一	成田市公津の杜三の三七の	〃
ユーカリが丘アレルギー こどもクリニク	の 一	佐倉市ユーカリが丘四の一	〃
すみれ眼科	三の 一	八千代市八千代台東一の一	〃
医療法人社団恒久会 山		袖ヶ浦市奈良輪五三五の一	〃
口医院		君津市東坂田二の六の一四	〃
かわさき歯科		浦安市富士見四の一五の二	〃
アゼリアデンタルクリ ニク	一	松戸市新松戸三の一七	〃
のぞみ薬局新松戸店		松戸市樋野口九三二の一	〃
ウエルシア薬局松戸樋野 口店			〃

オハナ薬局千葉西店	松戸市金ヶ作九三の三	〃
毎日薬局飯倉店	匝瑳市飯倉三の二	〃

千葉県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団 澄乃会	千葉県花見川区 幕張本郷一の一 四の七	医療法人社団澄乃 会 向日葵ナース ステーション	八千代市ゆりの き台五の一の二	平成三十年 一月一日
株式会社ここ ろの	市川市国分四の 二の八	こころの訪問看護 ステーション	市川市市川南三 の一四の一六	平成三十年 二月一日
株式会社あ わーず千葉松 戸	流山市駒木三五 六	あわーず千葉松戸 訪問看護リハビリ ステーション	松戸市根本一六 三の二	〃
セントケア千 葉株式会社	千葉県中央区新 町一の一七	セントケア看護小 規模市原	市原市東国分寺 台二の二の六	〃
株式会社大双	埼玉県さいたま 市緑区中尾六六 六の二六	だいそう訪問看護 リハビリステー ション印西	印西市大森二、 四五四の八	〃

千葉県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

名	変更前	変更後	所在地	変更年月日
医療法人社団碩成会 島田台病院	医療法人社団碩成会 島田台総合病院	八千代市島田台八八七の七	平成二十九年八月一日	
木内薬局支店	木内薬局東町店	成田市東町七七五の一	平成二十九年十月十八日	
アイワ薬局十倉店	とくら薬局	富里市十倉三二三の九一	平成二十九年十一月四日	
すずらん薬局東金店	フアーコス薬局東金	東金市南上宿一の一四	平成二十九年十二月一日	
そよ風薬局瀬戸店	共創未来瀬戸薬局	野田市瀬戸上灰毛八〇の七	平成三十年一月二十三日	

千葉県告示第百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

名	称	所在地	廃止年月日
須田歯科医院	茂原市千代田町一の五の二	平成二十九年十月三十一日	
オリビエ薬局鎌ヶ谷店	鎌ヶ谷市東初富六の九の四	〃	
大洋薬局王子台店	佐倉市王子台一の六の七	平成二十九年十一月十六日	

北小金クリニック	松戸市小金一六の五	平成二十九年十一月十九日
医療法人社団桂 七浦診療所	南房総市千倉町大川九一二の二	平成二十九年十一月二十日
ひさきファミリークリニック	市川市大野町二の一〇七の二	平成二十九年十一月三十日
さたクリニク	市川市新田三の二三の一六	〃
わたき小児科	松戸市八ヶ崎七の三二の一	〃
はっとり内科クリニック	東金市求名七六の一	〃
しすい整形クリニック	印旛郡酒々井町中央台二の一の六	〃
医療法人社団政美会 クリスタルミツル歯科	市川市南八幡四の九の一	〃
木更津きらら歯科	木更津市築地一の四	〃
ごこう東口歯科クリニック	松戸市金ヶ作四〇八の三八	〃
習志野市急病診療所	習志野市津田沼五の一四の二四	平成二十九年十二月十四日
オリブ薬局	松戸市仲井町三の二五	平成二十九年十二月十七日
国保松戸市立病院	松戸市上本郷四、〇〇五	平成二十九年十二月二十日
調剤薬局マツモトキョシ北松戸店	松戸市上本郷三の四、〇六	〃
アオイ薬局	松戸市上本郷三の四、〇六一	〃
友愛薬局上本郷店	松戸市上本郷一の三、一九六	〃
井沢薬局	習志野市大久保一の二七の三	平成二十九年十二月二十日
おにたか武田クリニック	市川市鬼高二の二二の一八	平成二十九年十二月三十日
眼科馬橋医院	松戸市西馬橋幸町八一	〃
ちば整形外科	成田市東町一三三	〃

明海こどもクリニック	浦安市明海五の七の五	〃
さくら歯科口腔外科クリニック	市川市行徳駅前二の一六の〃	〃
きよしヶ丘歯科診療所	松戸市小金きよしヶ丘一の一三の九	〃
山口薬局	鎌ヶ谷市初富八四八の一〇六	〃
薬局タカサ南行徳店	市川市南行徳一の一六の二一	平成三十年一月十五日
すみれ眼科	八千代市八千代台東一の一三の一	平成三十年一月三十一日
医療法人社団英正会 ジサイ眼科	成田市ウイング土屋二四	平成三十年二月一日
秋葉眼科	八千代市勝田台二の四の五	〃
医療法人社団勇仁会 野デンタルオフィス	銚子市唐子町八の六	平成三十年二月十日
エビス薬局小畑新町店	銚子市小畑新町八、二〇〇の五	平成三十年二月二十八日
エビス薬局黒生店	銚子市黒生町七、一三一の一四	〃

千葉県告示第百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の休止について次のとおり届出があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

名	称	所	在	地	休	止	年	月	日
医療法人社団圭春会	小	野田市野田五二九			平成二十九年十二月三十	一日			
張総合病院附属診療所									

千葉県告示第百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は指定医療機関の指定を辞退した。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

名	称	所	在	地	辞退の効力発生年月日
市川歯科クリニック		市川市市川一の一の二			平成二十九年十二月三十一日
南高津歯科医院		八千代市高津三九〇の二七四			平成三十年一月一日

千葉県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社スリーエス	千葉県中央区中央二の一	薬局ここ薬木更津店	木更津市高柳一の五の二八	居宅療養管理指導	平成三十年二月一日
株式会社スリーエス	千葉県中央区中央二の一	薬局ここ薬木更津店	木更津市高柳一の五の二八	介護予防居宅療養管理指導	〃
株式会社ダイエー	兵庫県神戸市中央区港島中町四の一	ダイエー新松戸店薬局	松戸市新松戸三の二の二	居宅療養管理指導	〃

株式会社ダイエー	兵庫県神戸市中央区港島中町四の一の一	ダイエー新松戸店薬局	松戸市新松戸三の二の二	介護予防居宅療養管理指導	〃
有限会社フアミリー薬局	市原市八幡一一七の八	有限会社フアミリー薬局	市原市八幡一一七の八	居宅療養管理指導	〃
有限会社フアミリー薬局	市原市八幡一一七の八	有限会社フアミリー薬局	市原市八幡一一七の八	介護予防居宅療養管理指導	〃
株式会社アルトアーク	流山市ここのす台二六の二	アルトアーク福祉用具サールトアーク	流山市ここのす台二六の二	福祉用具貸与	〃
株式会社アルトアーク	流山市ここのす台二六の二	アルトアーク福祉用具サールトアーク	流山市ここのす台二六の二	特定福祉用具販売	〃
株式会社アルトアーク	流山市ここのす台二六の二	アルトアーク福祉用具サールトアーク	流山市ここのす台二六の二	介護予防福祉用具貸与	〃
株式会社イーライフ	いすみ市日在六五〇の二	らいふデイサービス	いすみ市日在四五六の二	介護予防通所介護	〃

千葉県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

氏名	施設名	術称	所在地	指定年月日
----	-----	----	-----	-------

籠宮敏夫	株式会社ハッピーエブリ訪問マッサージ黒生店	銚子市黒生町七、三七九の五	平成三十年二月一日
秋本龍希	ライト整骨院森下院	東京都江東区森下一の二三の二	〃
助川拓馬	株式会社フレアス両国事業所（フレアス在宅マッサージ）	東京都墨田区緑一の二八の四	〃
鈴木義昭	訪問マッサージK E I R O W 松戸中央ステーション	松戸市八ヶ崎一の一の二二	〃
尾ヶ井スミ子	ながれやま訪問マッサージ	流山市東深井三九四の三	〃
鶴見祐子	K E I R O W 新小岩ステーション	東京都江戸川区松島四の一の九の六	〃
本間英司	ひまわり整骨院西広院	市原市西広六の一の一	〃
古屋和美	からだ元氣治療院	流山市加四の一〇の一七	〃
椎名康平	鍼灸マッサージ院 A N I S H	我孫子市根戸三六六の一	〃
富永琢也	なるとう接骨院	山武市成東二一五の三五	〃

千葉県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者の施術所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

氏名	施設名	術称	所在地	変更年月日
変更前	変更後			

森脇惇
新鎌ヶ谷中央接骨院
新鎌ヶ谷接骨院
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷一の七の二〇
平成二十九年十一月一日

千葉県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

氏名	施設		変更前	変更後	所在地	変更後	変更年月日
	変更前	変更後					
中村寿人	なないろ整骨院	わだつみ整骨院	船橋市藤原二の二の五九	船橋市海神二の一五の二四	平成二十九年十月二十日		
八本優樹	やもと整骨院	整骨院・杏の杜	旭市後草二、〇五七の二〇	旭市後草二、〇五四の二〇	平成二十九年十一月三日		
菊池秀法	訪問リハビリマッサー JKER 〇W南柏ステーション	訪問リハビリマッサー 訪問リハビリマッサー 西（指圧治療院わ）	流山市松ヶ丘一の四六二の二〇	印西市小林浅間三の一の一	平成三十年一月十一日		
佐伯璃子	訪問リハビリマッサー リマッサー ジ楽らく	訪問リハビリマッサー 訪問リハビリマッサー ジ楽らく 西（指圧治療院わ）	流山市松ヶ丘一の四六二の二〇	印西市小林浅間三の一の一	〃		

千葉県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者の施術所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

氏名	施設		変更前	変更後	変更年月日
	変更前	変更後			
西川昇	株式会社夢心	埼玉県三郷市三郷二の二の二	埼玉県三郷市三郷二の一四の二二	平成二十九年七月一日	

千葉県告示第百六十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
産一〇	成田市大室字高台一、一〇〇番二、一、一〇番三、一、一〇一番、一、一〇二番、一、一〇四番二の一部、一、一〇六番の一部、一、一〇七番一、一、一〇七番二・一、一〇八番併、一、一〇九番、一、一一〇番一、一、一一〇番二、一、一一一番から一、一一三番まで、一、一一四番一、一、一一五番の一部、一、一一六番、一、一一七番の一部、一、一二四番、一、一二五番一から一、一二五番四まで、一、一二五番五の一部、一、一二五番六、一、一二五番七、一、一二六番か	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

ら一、一二八番まで、一、一三二番一及び一、一三三番二の一部

千葉県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、平成三十年三月三十日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天津小湊夷隅線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
勝浦市名木字 桜田一七九番 一地先から上 植野字千里六 一九番一地先 まで	前A 後A +	一一・〇〇メートルから 三三・一〇メートルまで 一一・〇〇メートルから 三三・一〇メートルまで 一一・〇〇メートルから 三三・一〇メートルまで 一一・〇〇メートルから 三三・一〇メートルまで	一一〇・〇〇メー トル 一一〇・〇〇メー トル 一三五・五〇メー トル	A及び Bは、関 係図面に 表示する 敷地の区 分をい う。

千葉県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、平成三十年三月三十日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 千葉鎌ヶ谷松戸線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要

八千代市大和田新田字八幡 後一、〇九八番二六地先から 緑が丘西一丁目一七番三 地先まで	後	一一〇・一〇メートルから 一二・三四メートルまで 一八・八九メートルから 四二・九四メートルまで	二五五・一一メー トル 二五五・一一メー トル	A及び Bは、関 係図面に 表示する 敷地の区 分をい う。
八千代市緑が丘西一丁目一七番三 地先まで	前A	七・七五メートルから 二〇・四〇メートルまで	三九九・九〇メー トル	
七番三地先から 船橋市坪井町一二九番一 地先まで	後A	七・七五メートルから 二〇・四〇メートルまで	二五〇・六三メー トル	
八千代市緑が丘西一丁目五 六二番地先から 船橋市坪井町一二九番一 地先まで	+	一八・〇五メートルから 四六・一七メートルまで	五九六・九三メー トル	
八千代市緑が丘西一丁目一七番三 地先から 船橋市坪井町一二九番一 地先まで	B	一八・〇五メートルから 四六・一七メートルまで	五九六・九三メー トル	
船橋市坪井町一二九番一 地先まで	前	一〇・一二メートルから 二四・四二メートルまで	一七〇・八三メー トル	
先から一二六番一地先まで	後	一六・三八メートルから 四〇・六九メートルまで	一七〇・八三メー トル	

千葉県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、平成三十年三月三十日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道		
二 路線名 横田停車場上泉線		
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長		
区間	変更の前後別	敷地の幅員
前	後	延
袖ヶ浦市野里 字杉戸一、二 五六番一地先 から字西名幸 台一、五二二 番一地先まで		六・四〇メートルから 二七・二五メートルまで 八・四八メートルから 三〇・九八メートルまで 四〇〇・一〇メートル 四〇〇・一〇メートル

千葉県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成三十年三月三十日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道		
二 路線名 我孫子流山自転車道線		
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長		
区間	変更の前後別	敷地の幅員
前	後	延
印西市大森字 六軒三、九六 八番三地先か ら三、九七一 番一地先まで		四・〇〇メートルから 四・〇〇メートルまで 四・〇〇メートルから 四・〇〇メートルまで 五〇・〇〇メートル 一、三四六・〇〇メー トル

先まで

千葉県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成三十年三月三十日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、平成三十年三月三十日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	八千代市大和田新田字八幡後一、〇九八番二六地先から 船橋市坪井町一二六番一地先まで

千葉県告示第七十二号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、木更津港臨港地区内の分区を次のとおり指定した。

その関係図書は、千葉県県土整備部港湾課及び木更津港湾事務所において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

分区の種類及び区域
商港区 木更津市新宿、中央三丁目、富士見三丁目、内港及び潮浜一丁目の各一部の区域
工業港区 木更津市潮浜一丁目、木材港及び新港の各一部の区域
漁港区 木更津市久津間地先、江川地先、吾妻一丁目、新宿及び内港の各一部の区域
修景厚生港区 木更津市吾妻一丁目、新宿、内港及び潮浜一丁目の各一部の区域

千葉県告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、木更津都市計画臨港地区を次のとおり変更した。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称
木更津都市計画臨港地区
二 都市計画を定める土地の区域

木更津市内港の全部の区域並びに久津間地先、江川地先、吾妻一丁目、新宿、中央三丁目、富士見三丁目、潮浜一丁目、木材港及び新港の各一部の区域

千葉県告示第七十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定により、浦安駅周辺土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 土地区画整理事業の名称

浦安駅周辺土地区画整理事業

二 事業施行期間

平成三十年三月三十日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区

浦安市猫実四丁目一部の区域

四 事務所の所在地

浦安市猫実一丁目一番一号 浦安市役所都市整備部市街地開発課

五 施行認可の年月日

平成三十年三月三十日

六 施行者の名称及び住所

浦安市 浦安市長 内田悦嗣

浦安市猫実一丁目一番一号

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所に掲示して行う。

千葉県告示第七十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十二条第一項の規定により定めた流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 土地区画整理事業の名称

流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業

二 事務所の所在地

流山市南流山一丁目一三番地

三 事業計画の決定の年月日

平成十七年四月一日

四 変更の内容

事業施行期間

変更前 平成十一年三月二十九日から平成三十一年三月三十一日まで

変更後 平成十一年三月二十九日から平成三十三年九月三十日まで

五 事業計画の変更の年月日

平成三十年三月三十日

千葉県告示第七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画墓園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称

千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画墓園事業一号平和公園

三 事業施行期間

平成元年一月十日から平成四十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

千葉県告示第七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称

千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画下水道事業千葉市第二号公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年十二月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分

昭和四十二年建設省告示第二千五百六十九号、昭和四十四年千葉県告示第八百八十四号、昭和四十七年千葉県告示第九十一号、昭和五十一年千葉県告示第二百八十号、昭和五十六年千葉県告示第二百四十三号、昭和五十八年千葉県告示第五十九号、昭和五十九年千葉県告示第三百五十九号、昭和六十二年千葉県告示第六百六十号、平成元年千葉県告示第四百三十号、平成三年千葉県告示第三百九十三号、平成五年千葉県告示第三百五十一号、平成七年千葉県告示第七百七十四号、平成十年千葉県告示第一百十六号、平成十三年千葉県告示第八百六十八号、平成十五年千葉県告示第一百九号、平成十六年千葉県告示第六百七十二号、平成十七年千葉県告示第八百九十三号、平成十八年千葉県告示第八百九十四号、平成二十三年千葉県告示第二百六十三号、平成二十五年千葉県告示第二百四十号及び平成二十七年千葉県告示第七百二十一号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。
千葉県花見川区柏井四丁目及び横戸町地内

千葉県告示第七十八号

平成四年千葉県告示第三百九十四号(千葉県収納代理金融機関の指定)の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

表株式会社常陽銀行の項中

千葉県内に所在する店舗

を

千葉県内に所在する店舗

に改め、

同表株式会社あおぞら銀行の項中

千葉県内に所在する店舗

を

千葉県内に所在する店舗

に改め、同表株式会社東日本銀行の項中

千葉県内に所在する店舗

を

日本国内に所在する店舗

に

改め、同表東京シティ信用金庫の項中

日本国内に所在する店舗

を

日本国内に所在する店舗

千葉県内に所在する店舗

を

千葉県内に所在する店舗

に

改め、同表株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に、

日本国内に所在する店舗

を

日本国内に所在する店舗

に改め、同

表水戸信用金庫の項中

千葉県内に所在する店舗

を

千葉県内に所在する店舗

に改め、同表株

式会社東京スター銀行の項中

千葉県内に所在する店舗及び事務集中センター

を

千葉県内に所在する店舗

に改め、

同表朝日信用金庫の項中

日本国内に所在する店舗

を

日本国内に所在する店舗

に改め、同表

城北信用金庫の項中

千葉県内に所在する店舗

を

千葉県内に所在する店舗

に改める。

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、別冊のとおりである。
平成三十年三月三十日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第一〇号

道路交通法(昭和35年法律第一〇五号)第一〇八条の4第一項の規定による指定講習機関について次のとおり変更届があった。
平成30年3月30日

千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎

特定講習の種類別

指定講習機関の

変更に係る事項

変更年月日

普通免許に係る初心 運転者講習	名称 流山自動車学校	住所 及び 特定 講習 の業 務を 行う 事務 所の 所在地	変更前 流山市西初 石5丁目4 4番地の1	平成29年 12月1日
			変更後 流山市西初 石5丁目4 4番地の2 (新B33 街区5)	

千葉県公安委員会告示第11号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者教育の認定について次のとおり変更届があった。
平成30年3月30日

千葉県公安委員長 佐藤 健太郎

運転免許取得者教育 の課程の区分	運転免許取得者 教育に使用する 施設の名称	住所	変更に係る事項	変更年月日
運転免許取得者教育 の認定に関する規則 (平成12年国家公 安委員会規則第4 号)第1条第3号及 び第6号に掲げる課 程	流山自動車学校		変更前 流山市西初 石5丁目4 4番地の1 2	平成29年 12月1日
			変更後 流山市西初 石5丁目4 4番地の2 (新B33 街区5)	

水道局告示

千葉県水道局告示第一号

昭和三十九年千葉県水道局告示第一号(出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指
定)の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

千葉県水道局長 伊藤 稔

「株式会社 三菱東京UFJ銀行」を「株式会社 三菱UFJ銀行」に改める。

企業土地管理局告示

千葉県企業土地管理局告示第一号

昭和四十九年千葉県企業庁告示第二号(千葉県土地造成整備事業等の業務に係る出納金
融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

千葉県企業土地管理局長 加藤岡 正

表中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模
小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、平成三十年三月三十日から七月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
すべき事項について意見を有する者は、平成三十年三月三十日から七月三十日まで、千葉
県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミ銚子松岸店
銚子市松岸町三丁目二一六番地一
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
坂本飼料株式会社 代表取締役 坂本憲一
銚子市松岸町三丁目二一六番地の一
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 神林章夫ほか
茨城県つくば市西大橋五九九番地一ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

<p>5 茨城県つくば市西大橋五九九番地一 変更年月日 平成二十九年三月一日ほか</p> <p>二 届出年月日 平成三十年三月八日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市産業観光部観光商工課</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ茂原店 茂原市高師台三丁目一番地一二ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹</p> <p>3 茨城県つくば市西大橋五九九番地一 変更前の大規模小売店舗の所在地 茂原市高師字川間一、九三七番ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗の所在地 茂原市高師台三丁目一番地一二ほか</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹</p> <p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正ほか</p> <p>8 茨城県つくば市西大橋五九九番地一ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p>	<p>9 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹 茨城県つくば市西大橋五九九番地一 変更年月日</p> <p>(一) 大規模小売店舗の所在地 平成二十九年十月二十日</p> <p>(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 平成二十九年三月一日</p> <p>(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 平成二十九年三月一日ほか</p> <p>二 届出年月日 平成三十年二月二十八日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 PIA CITY yachimata asahi 八街市八街字六万坪に二五二番地六ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹ほか</p> <p>3 茨城県つくば市西大橋五九九番地一ほか 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹ほか</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正ほか</p>
--	--	--

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

平成二十九年三月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

平成二十九年三月一日及び平成三十年三月一日

二 届出年月日

平成三十年三月十二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成三十年三月三十日から七月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成三十年三月三十日から七月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ銚子松岸店

銚子市松岸町三丁目二一六番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

坂本飼料株式会社 代表取締役 坂本憲一

銚子市松岸町三丁目二一六番地の一

3 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後二時まで

4 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

5 変更年月日

平成三十年三月九日

二 届出年月日

平成三十年三月八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市産業観光部観光工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成三十年三月三十日から七月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成三十年三月三十日から七月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ茂原店

茂原市高師台三丁目一番地一二ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五九九番地一

3 駐輪場の位置の変更

変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後三時まで

5 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

6 変更年月日

平成三十年十月二十九日

(一) 駐輪場の位置

(二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成三十年三月一日

二 届出年月日

平成三十年二月二十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成三十年三月三十日から七月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成三十年三月三十日から七月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

PIA CITY yachimata asahi

八街市八街字六万坪に二五二番地六ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹ほか

茨城県つくば市西大橋五九九番地一ほか

3 駐輪場の位置の変更

4 変更年月日

平成三十年十一月十三日

二 届出年月日

平成三十年三月十二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課

里山基本計画の公表

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例(平成十五年千葉県条例第五号)

第九条第一項の規定により、第四次千葉県里山基本計画を定めたので、同条第三項の規定により別冊のとおり公表する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次の基本測量は平成三十年二月二十六日に終了した旨通知があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 作業種類 基本測量(空中写真撮影及びオルソ作成)

二 作業期間 平成二十九年九月二十九日から平成三十年二月二十六日まで

三 作業地域 勝浦市、市原市、鴨川市、君津市及びいすみ市並びに長生郡睦沢町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 市川市

二 作業種類 公共測量(基準点復旧)

三 作業期間 平成三十年二月十六日から三月二十三日まで

四 作業地域 市川市稲越町、大野町四丁目、国分四丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目及び宮久保六丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 木更津市

二 作業種類 公共測量(基準点復旧測量)

三 作業期間 平成三十年三月一日から二十三日まで

四 作業地域 木更津市伊豆島、請西南二丁目及び八幡台四丁目

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十年二月二十日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 柏駅西口北地区市街地再開発準備組合

二 作業種類 公共測量(四級基準点設置測量)

三 作業期間 平成三十年二月一日から二十日まで

四 作業地域 柏市末広町

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十年三月九日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 流山市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 平成二十九年十二月二十日から平成三十年三月九日まで
- 四 作業地域 流山市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十年二月二十日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 千葉県安房農業事務所
- 二 作業種類 公共測量(数値図化)
- 三 作業期間 平成二十九年十二月八日から平成三十年二月二十日まで
- 四 作業地域 鴨川市川代、下小原、太尾及び来秀

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十九年十二月二十九日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 袖ヶ浦市
- 二 作業種類 公共測量(基準点測量及び用地測量)
- 三 作業期間 平成二十八年八月八日から平成二十九年十二月二十九日まで
- 四 作業地域 袖ヶ浦市蔵波

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十年三月六日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 袖ヶ浦市
- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 作業期間 平成三十年一月二十九日から三月六日まで
- 四 作業地域 袖ヶ浦市代宿

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十年二月二十八日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 夷隅郡大多喜町
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 平成二十九年十二月十五日から平成三十年二月二十八日まで
- 四 作業地域 夷隅郡大多喜町全域

都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 開催の日時及び場所
 - 1 日時 平成三十年五月二十日 午前十時から
 - 2 場所 市原市役所第二庁舎三階会議室(市原市国分寺台中央一丁目一番地一)
- 二 作成しようとする都市計画の案の種類 市原都市計画区域に係る都市計画法第十一条第一項第一号に規定する道路に関する都市計画
- 三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市原市都市部都市計画課
 - 2 縦覧期間 平成三十年三月三十日から四月十三日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法
作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、市原市都市部都市計画課(郵便番号二九〇―八五〇一 市原市国分寺台中央一丁目一番地一)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限
平成三十年四月十三日

3 公聴会に関する問合せ先
千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び市原市都市部都市計画課(電話〇四三六(二三)九八三八)

都市計画臨港地区の関係図書の縦覧

平成三十年千葉県告示第七十三号(都市計画臨港地区の変更)に係る木更津都市計画臨港地区の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧

平成三十年三月三十日松戸市の変更に係る松戸都市計画ごみ焼却場の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画ごみ処理場の関係図書の縦覧

平成三十年三月三十日松戸市の変更に係る松戸都市計画ごみ処理場の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

教育委員会公告

公立学校教員採用候補者選考の実施
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十一条の規定により、平成三十一年度千葉県公立学校教員採用候補者選考を次のとおり実施する。
平成三十年三月三十日
千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也

一	選考の区分並びに選考の対象となる職及び教科(科目)	職	教 科 (科 目)
選考区分	小学校の教諭等	小学校の教諭等	技術
一般選考及び特例選考	中学校の教諭等	中学校又は高等学校の教諭等	美術、技術又は家庭及びこれら以外の教科のうちいずれか一の教科
	高等学校の教諭等	養護教諭	国語 社会(地理歴史 公民) 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 英語
	特別支援学校の教諭等	特別支援学校の教諭等	書道 情報 農業(園芸 食品製造 土木造園) 工業(機械 電気 建設 工業化学) 商業 福祉 水産
	養護教諭	養護教諭	
	特別選考	特別選考	
	養護教諭	養護教諭	
	高等学校の教諭等	高等学校の教諭等	看護 情報 福祉 水産
	身体障害者を対象とした選考による教諭等	身体障害者を対象とした選考による教諭等	全ての一般選考及び特別選考並びに特別選考

注

- 1 教諭等とは、教諭及び任用の期限を付さない常勤の講師をいう。
 - 2 日本国籍を有しない者を任用するに当たっては、任用の期限を付さない常勤の講師とする。
- 二 志願者の資格
- 1 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 2 志願する職及び教科に相当する普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第

百四十七号)に規定する普通免許状をいう。ただし、実習に係る免許状を除く。)を有する者又は平成三十一年三月三十一日までにこれを取得する見込みの者であること。

3 昭和三十四年四月二日以降に生まれた者であること。

4 特例選考及び特別選考については、別に指定する要件に該当する者であること。

三 選考期日

平成三十年七月八日(日曜日)

四 選考場所

千葉県、市川市、船橋市若しくは習志野市内の公立学校、岩手県盛岡市若しくは秋田県秋田市内の国立大学又は石川県金沢市内の私立大学(志願者には別途指示する。)

五 志願手続

1 電子申請による志願(小学校の教諭等に係る一般選考に限る。)

小学校の教諭等に係る一般選考については、原則として千葉県のホームページからインターネットにより申し込むこと。平成三十年四月三日(火曜日)午前九時から五月二日(水曜日)午後五時までの間に受信したものに限り受け付ける。

2 郵送による志願

平成三十年四月三日(火曜日)から五月九日(水曜日)までの消印があるものを有効とする。志願書の用紙は、千葉県教育委員会のホームページからダウンロードすること。

3 提出先

千葉県教育庁教育振興部教職員課及び各教育事務所並びに千葉市教育委員会教育職員課のうちから、志願する選考区分、職及び教科により別に指示する。

六 その他

1 選考の詳細については、別に実施要項が作成されるので参考にすること。

2 この選考について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室

電話〇四三(二二三)四〇四三

監査委員公告

監査の結果に係る措置の通知の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

平成三十年三月三十日

千葉県監査委員 千坂 正志

千葉県監査委員 藤代 政夫
 千葉県監査委員 中台 良男
 千葉県監査委員 石井 宏子

水道局公告

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があった。

平成三十年三月三十日

千葉県水道局長 伊藤 稔

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地	廃止年月日
第一九六〇号	檜王ハウジング株式会社	千葉市中 中央区蘇我 一丁目一 九番地一 四	上代靖志	檜王ハウジング株式会社 千葉市中 中央区蘇我 一丁目一 九番地一 四	平成三十年 一月四日
第一五〇六号	株式会社三誠綜合	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目三三番一 三三番一 三号	吉田祐子	株式会社三誠綜合 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目三三番一 三号	平成三十年 一月三十一日

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年3月30日

千葉県立館山総合高等学校長 石井 浩己

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 千葉県立高等学校実習船千潮丸第二種中間検査工事及び一般修繕工事 一式

<p>(日) 平成30年3月30日</p> <p>(金) 平成30年3月30日</p> <p>調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成30年6月27日から7月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 館山港から180キロメートル内の請負者の施工場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 館山港から180キロメートル内に本店又は営業所及びブックヤードを有し、かつ、そのブックヤード内に総トン数499トン、長さ56.09メートル×幅9.50メートル×深さ(型)6.25/3.95メートルの船体を上架可能な施設設備を有すること。</p> <p>(7) 国際航海に従事するまぐろはえ縄漁業を行う漁船に対応できる技術、知識及び実績を有すること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒294-0037 館山市長須賀155番地 千葉県立館山総合高等学校水産校舎 電話0470(22)0180</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間及び交付方法</p> <p>ア 交付期間 平成30年3月30日から4月17日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時</p>	<p>から午後4時まで</p> <p>イ 交付方法 1者につき1部を無料で交付する。なお、郵送、フアクシミリ装置を用いた送信等による交付は行わない。</p> <p>(4) 入札説明会の日時 入札説明会は実施しない。</p> <p>(5) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成30年5月15日午後1時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成30年5月15日午後1時</p> <p>(6) 開札の日時及び場所 平成30年5月16日午後2時 千葉県立館山総合高等学校水産校舎</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県立館山総合高等学校長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成30年4月20日午後4時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成30年4月20日午後4時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p>
---	--

県 13313 県 13313 県 13313

- (7) 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行できると千葉県立館山総合高等学校校長が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Intermediate Survey class 2 and Repair Service of CHISHIO-MARU Iset
- (2) Time limit for tender: 1:00 p.m., 15 May, 2018
- (3) Contact point for the notice: Chiba Prefectural Tateyama Sogo High School, 155 Nagasuka, Tateyama-shi, Chiba Prefecture, 294-0037 Japan TEL 0470-22-0180

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

平成30年3月30日

千葉県病院局長 矢島 鉄也

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①千葉県がんセンター新棟電気設備工事 ②千葉県病院局経営管理課 千葉市中央区市場町1番1号 ③平成30年2月15日 ④きんでん・フイデス・小峯特定建設工事共同企業体 千葉市中央区富士見一丁目14番13号 ⑤3,726,000,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成29年12月19日

購読料

月ぎめ
本号(別冊を含む。)

一部
一箇月、三〇〇円(送料を含む。)
一七六円

発

行者
千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申込先
一部売り申込先

〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八